

特殊車両通行認定のご案内

1 申請の必要について

(1) 車幅の制限

次の道路の制限幅を越える車両を通る場合に申請してください。

路線番号	区間	延長(m)	制限幅	備考
A-14号線 (野火止通り)	小川東町2-2先(西武線踏切)から 小川西町3-9-3(中宿橋)まで	260	1.7	
A-14号線 (十三小通り)	栄町3-18-2(土橋西)から 栄町3-20-33(小平十三小南交差点)まで	300	1.7	
B-23号線 (鷹の台駅通り)	たかの台28(たかの街道)から 上水新町3-12(鷹の橋)まで	420	2.0	一方通行路 最小幅員3.30m 7-9時居住者以外車両通行止規制有り 最大積載量3t以上の貨物自動車通行止め
B-21号線 (たかの台本通り)	たかの台46(鷹の台駅前)から たかの台33(鷹の台駅西交差点)まで	430	2.0	一方通行路
B-64号線 (玉川上水通り)	上水新町1-18北西から 上水新町2-27北東まで	1540	1.7	
B-64号線 (玉川上水通り)	上水本町1-25(久右衛門橋)から 上水新町3-1北西(新小川橋)まで	710	1.7	一部に一方通行路を含む
C-5号線 (農協通り)	小川町2-1823(緑川通り)から 小川町2-1827(青梅街道)まで	210	2.2	
C-3号線 (緑川通り)	小川町2-1823(農協通り)から 天神町2-207(回田道)まで	1300	2.2	
D-44号線 (東たかの道)	鈴木町2-251(鈴木中通り)から 鈴木町2-150(小金井街道)まで	690	1.7	一方通行路
D-74号線 (鈴木中通り)	鈴木町2-614(小平第八小学校北東)から 御幸町32(回田本通り)まで	630	1.7	
D-74号線 (鈴木中通り)	御幸町123(五日市街道・貫井橋)から 御幸町32(回田本通り)まで	280	2.0	一方通行路

また、上記の道路のほか、通行する道路が以下に該当する場合も申請が必要です。

相互通行道路・・・ (車道幅員－0.5メートル÷2) ≤ 車両の幅

一方通行道路・・・ (車道幅員－0.5メートル) ≤ 車両の幅

2 申請時の提出書類

- (1) 特殊車両通行認定申請書 1部 記入方法は記入例を参照ください。
- (2) 経路図 2部 通行する市道がわかるもの
- (3) 車両内訳書 2部 2台以上申請する場合。
- (4) 自動車検査証の写し 2部 2台以上の場合、申請車両全ての自動車検査証の写しが必要です。

注意点

- 提出書類に不備がある場合、申請を受理できませんので、十分ご確認のうえ提出してください。
- 修正液や修正テープを使用した書類は、いかなる理由であっても受理できません。
- 申請日時時点で有効期間の切れている自動車検査証は受理できません。
- 一回の申請で申請できる車両の上限は50台までとします。50台以上申請する場合は別途申請してください。
- 申請から交付まで2～4週間程度かかります。通行開始日まで余裕を持ってご申請ください。

3 認定書の交付を受けたら

市が交付する認定書類は以下のとおりです。

- | | |
|--------------|------------------|
| (1)特殊車両通行認定書 | ……申請した車両の台数ごとに交付 |
| (2)条件書 | ……1部 |
| (3)経路図 | ……1部 |
| (4)車両内訳書 | ……1部 |
| (5)自動車検査証の写し | ……申請車両ごとに1部 |

認定書類の受領後、

(2)条件書

(3)経路図

(4)車両内訳書 を認定車両の台数分コピーし、(1)特殊車両通行認定書、(5)自動車検査証の写しと合わせて、各車両へ搭載してください。

※特殊車両通行認定書の有効期間内に、自動車検査証の有効期間が満了する場合は、各自で更新後の自動車検査証の写しを添付し直してください。

○問合せ・申請先

〒187-8701

小平市小川町2-1333 市役所庁舎4階

小平市 都市開発部 交通対策課 交通安全担当

電話 042-346-9827

FAX 042-346-9513